



2009年度 1月実施
金融窓口サービス技能検定

2級 学科試験

金融商品コンサルティング業務

実施日 2010年1月24日(日)

試験時間 10:00~12:00(120分)

注意

1. 本試験の問題は、テラー業務との共通編と選択科目編（金融商品コンサルティング業務）から構成され、問題数は共通編20問（×式10問，三答択一式10問）と選択科目編30問（三答択一式15問，語群選択式（四肢）15問）の計50問です。
2. 筆記用具，計算器具（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
3. 試験問題については，特に指示のない限り，2009年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
4. 試験時間中は，乱丁・落丁，印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
5. 不正行為があったときは，すべての解答が無効になります。
6. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
7. その他，試験監督者の指示に従ってください。

《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で中途退出できます。中途退出をする場合には，試験監督者に解答用紙を必ず手渡ししてください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後，試験監督者が解答用紙を回収しますので，着席したままお待ちください。

この試験の模範解答は1月24日（日）午後5時30分以降，当会のホームページに掲載します。

（<http://www.kinzai.or.jp/answer/kinmado.html>）

3月4日（予定）に受検者全員に合否通知書を送付するほか，当会のホームページで合格者の受検番号を掲載してお知らせします。

（<http://www.kinzai.or.jp/ginou/>）

厚生労働大臣指定試験機関 社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区南元町19 TEL 03-3358-0771

共 通 編

問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。

- ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法

【第1問】 次の各文章(1)から(10)まで)を読んで、正しいものまたは適切なものには を、誤っているものまたは不適切なものには を、解答用紙にマークしなさい。

[10問]

- (1) 平成16年12月から、銀行等金融機関に対して金融商品仲介業(証券仲介業)が認められ、銀行等金融機関は、証券会社から委託を受けて株式等の売買の媒介等を行うことが可能となった。
- (2) 投資者保護基金は、証券会社等の金融商品取引業者が経営破たん等した際、当該業者が保管・管理していた顧客の有価証券・金銭等の返還が困難な場合に、金銭による補償等を行うことで投資者たる顧客の保護を図ることを目的としており、補償対象となる顧客には、適格機関投資家なども含まれる。
- (3) 外貨建て債券は、当該通貨の為替相場が取得時よりも円高となった場合に、為替差益が生じる。
- (4) 基準価額が10,000円のときに購入した株式投資信託の基準価額が10,500円となり、初回決算時に600円の分配金(税引前)が支払われた場合、600円のうち500円が普通分配金、100円が特別分配金となる。
- (5) 戦争・内紛が発生したり、政府が為替取引を制限したりするなどの要因により、債務不履行などが生じる可能性の高い国は、カントリーリスクが高い国といえる。
- (6) 一般の積立傷害保険は、日常生活におけるケガなどに対して保険金が支払われ、満期時には満期返戻金が支払われる保険であり、近年、被保険者を女性に限定した商品も販売されている。
- (7) 変額保険は、資産運用の実績によって保険金額が変動する商品であり、社団法人生命保険協会が実施する変額保険販売資格試験に合格し、変額保険販売資格者として社団法人生命保険協会に登録した者のみが販売することができる。
- (8) 債務返済支援保険は、債権者である金融機関を保険契約者、債務者を被保険者および保険金の受取人とする損害保険であり、被保険者が保険期間中に死亡した際に、保険会社が債務者の残存債務を保険金として支払う仕組みとなっている。

- (9) 住宅火災保険は、一般に、補償対象である建物や建物内に収容された物品について生じた火災や落雷等による損害に対して保険金が支払われる保険であるが、地震や噴火、これらによる津波などによる損害までは補償されない。
- (10) 金融商品販売法上、金融商品販売業者等は、仮に顧客から「重要事項について説明を要しない」旨の意思の表明があった場合でも、重要事項の説明義務が免除されることはない。

【第2問】 次の各問(11)から(20)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔10問〕

(11) 個人顧客(特定投資家ではない)に対する投資信託の販売について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融資産を1億円保有する資産家であることのみを理由に、リスクの高い商品を勧めた。
2. 相場観に自信があったので、「このファンドはほぼ間違いなく、高いリターンが得られます」といって、国内株式投資信託を勧めた。
3. 適合性の原則の要件が充足されているかどうか確認するため、顧客カードに記載された顧客の資産や投資経験などを確認した。

(12) 地方債について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 都道府県、市町村などの地方公共団体が、資金調達するために発行する債券のことを地方債という。
2. 地方債の発行形式は公募発行のみであり、縁故(私募)発行は行われない。
3. 公募地方債は、国債や政府保証債などと同じ公共債の1つであり、銀行等の金融機関は、窓口販売の対象として、募集・販売の取扱いをすることができる。

(13) 個人向け国債について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 個人向け国債は、原則として、個人のみが保有することができる国債であり、法人は保有することができない。
2. 固定金利型の個人向け国債は、原則として、発行から1年経過以降であればいつでも中途換金が可能である。
3. 変動金利型の個人向け国債は、原則として、発行から2年経過以降であればいつでも中途換金が可能である。

(14) MMFの一般的な特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. MMFは、実績分配型の投資信託であるため元本の保証はないが、残存期間の短い公社債、コマーシャルペーパーなどの短期金融商品を中心に運用しているため、元本割れリスクは低い。
2. MMFは、オープン・エンド型の公社債投資信託であり、いつでも換金可能であるが、取得日から30日未満で換金する場合には、1万口につき10円の信託財産留保額が徴収される。
3. MMFは、毎日決算を行い、収益分配金は、毎週最終営業日に1週間分をまとめ、税引後の分配金が自動的に再投資される。

(15) 一時払終身保険の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一時払終身保険は、保険金額が同額であれば、保険料を契約時に一括で支払う分、月払いなどの終身保険に比べて保険料総額が割安である。
2. 一時払終身保険は、契約後一定期間の解約返戻金額が一時払保険料を下回ることがある。
3. 契約時に必要な健康状態に対する告知項目が少ない限定告知型（告知項目限定型）の一時払終身保険は、従来、健康上の理由で保険加入ができなかった人でも加入しやすく、保険金額が同じであれば、保険料は通常の告知を要する一時払終身保険と同額である。

(16) 定額個人年金保険の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 定額個人年金保険は、価格変動リスクや信用リスクがないので、計画的かつ確実に老後保障を準備できる商品といえる。
2. 定額個人年金保険は、契約時の予定利率が、据置期間または積立期間を通じて固定され、年金受取開始時まで適用されるので、契約時に年金原資が確定する商品である。
3. 定額個人年金保険には円建てのほか外貨建ての商品があるが、一般に、外貨建ての商品は、円建ての商品に比べ利回りが高い一方、為替変動リスクがあるので、将来、年金を円貨で受け取る際に、元本割れを起こす可能性があることに留意する必要がある。

(17) 生命保険契約者の保護について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 生命保険会社が破たんし、保険契約の移転・承継等の後、一定期間内に当該契約を解約した場合には、契約条件変更等の解約返戻金等からさらに一定の割合で削減される措置がとられることがある。
2. 生命保険契約者保護機構の財源は、会員である生命保険会社各社の負担金からなっている。ただし、平成24年3月末までは、生命保険会社各社の負担金だけで対応できない場合には、国から生命保険契約者保護機構に対して補助金を交付することが可能となっている。
3. 生命保険会社が破たんした場合、保険種類によって責任準備金等の削減等の影響が異なるため、保険金額の減少幅は異なる。一般に保障性の高い保険ほど、保険金額の減少幅が大きくなる傾向がある。

(18) 地震保険の特徴について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 地震保険の保険金額は、火災保険の保険金額の30～50%の範囲内で、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となっている。
2. 地震保険の補償対象には、工場等の建物も含まれる。
3. 地震保険の保険料は、補償対象である建物および家財を収容する建物の構造、所在地によって異なる。

(19) 金融商品販売法の定める勧誘方針の策定について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品販売法において、金融商品販売業者等は、金融商品の販売等にかかる勧誘を行うに際して勧誘方針を策定し、公表することが求められているが、当該勧誘方針の策定・公表義務に違反した場合の罰則は設けられていない。
2. 金融商品販売業者等が公表する勧誘方針においては、個別の金融商品ごとの勧誘方針を定めることは求められていない。
3. 金融商品販売業者等が、その店舗において勧誘方針の公表を行う場合において、店舗外のATMにおいて金融商品の販売を行う際は、特にその場所での勧誘方針の公表は不要である。

(20) 保険募集に係る勧誘ルールについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 特定保険契約については、保険業法で準用される金融商品取引法の規定により、原則として契約締結前交付書面を交付しなければならないが、当該契約締結前交付書面は、「契約概要」および「契約詳細」に分類のうえ、書面を作成し、交付する必要がある。
2. 特定保険契約については、保険業法で準用される金融商品取引法の規定により、原則として契約締結前交付書面を交付しなければならないが、当該契約締結前交付書面中の「契約概要」については、「解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項」等を記載する必要がある。
3. 保険業法では、保険会社は、その業務に関して、重要な事項を顧客へ説明することなど、健全で適切な運営を確保するための措置を講じることが求められている。

金融商品コンサルティング業務編

1. 問題文中の法律名等については、以下のような略称を用いています。
 - ・ 金融商品の販売等に関する法律 = 金融商品販売法
 - ・ 個人情報の保護に関する法律 = 個人情報保護法
 - ・ 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン = 金融庁ガイドライン
2. 問題文中の「一般投資家」は、金融商品取引法で規定する「特定投資家」以外の投資家をいいます。

【第3問】 次の各問(21)から(35)まで)について、答を1つだけ選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(21) 金融商品コンサルティング業務に携わる者の役割と心構えについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品コンサルティング業務に携わる者が、顧客に金融商品を説明する際には、顧客の知識、経験および財産の状況などを正確に把握したうえで説明を行えばよく、必ずしも顧客の理解度に合わせた説明を行う必要はない。
2. 金融商品コンサルティング業務に携わる者は、顧客のリスク許容度に合った金融商品を提案し、顧客の自己責任に基づいて、顧客自身が商品選択できるようにする必要がある。
3. 金融商品コンサルティング業務に携わる者が、金融商品の提案をする際には、金融商品ごとのセーフティネットによる保護の有無を十分に説明しなければならない。

(22) ポートフォリオ運用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 一般に、アセット・アロケーションとは、国内債券、海外株式、不動産等を複数の資産クラスに分散して投資することである。
2. 資産間の相関関係を表す相関係数は、1から-1までの値をとり、1に近い資産を組み入れるほど、分散投資によるリスク低減効果が大きくなる。
3. 相関係数が-1の資産を組み入れる場合、当該ポートフォリオ全体のリスク(標準偏差)は、2つの資産の組入比率によっては、ゼロになることがある。

(23) 債券のリスクと格付について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 一般に、格付の高い債券は利回りが高く、格付の低い債券は利回りが低くなる傾向がある。
2. 発行会社が同じであっても、債券の格付は、格付機関によって異なる場合がある。
3. 海外の企業や政府が発行したサムライ債には、為替リスクやカントリーリスクがある。

(24) 金融商品取引法で規定する外務員登録制度について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 店頭業務のみに従事する金融商品取引業者等の従業員が、個別の投資信託商品について説明を行う際に、当該従業員は、外務員登録を行う必要はない。
2. 金融商品取引業者等の役員は、外務員登録制度の適用対象とならない。
3. 銀行の支店窓口において、外貨建て預金販売業務のみに従事する従業員は、外務員登録を行う必要はない。

(25) 銀行法において準用される金融商品取引法上の契約締結前交付書面の顧客（一般投資家）への交付義務の免除等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 銀行が、顧客と特定預金等契約を締結する際に、過去1年以内に、当該顧客に対して当該特定預金等契約と「同一の内容」の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付している場合は、当該顧客から「契約締結前交付書面の交付を要しない」旨の意思の表明がなかったとしても、銀行は、契約締結前交付書面の交付を省略することができる。
2. 銀行が、顧客と外貨預金等に係る特定預金等契約を締結する際に、過去1年以内に、当該顧客との間で異なる種類の通貨について外貨預金等に係る特定預金等契約を締結し、かつ外貨預金等書面を交付していた場合は、仮に当該顧客から「契約締結前交付書面の交付を要しない」旨の意思の表明があったとしても、銀行は、契約締結前交付書面の交付を省略することはできない。
3. 外貨預金等書面の記載事項は、契約締結前交付書面の記載事項より簡略化されており、原則として、個別の契約に関する事項については、必要的記載事項とはされていない。

(26) 保険業法における金融商品取引法の準用について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 保険業法により準用される金融商品取引法の行為規制は、銀行等が生命保険募集人となる特定保険契約の締結にも準用される。
2. 変額個人年金や外貨建て個人年金は、金融商品取引法の行為規制の準用対象とされている特定保険契約に含まれる。
3. 特定保険契約の締結については、保険業法によって金融商品取引法の行為規制が準用されるため、保険業法が定める行為規制は適用されない。

(27) X金融機関の渉外担当者Yが、顧客Aの自宅を訪問し、金融商品の勧誘を行った場合において、Aが消費者契約法による契約の取消しができない可能性が最も高いものは、次のうちどれか。

1. Aは、Yより自宅の玄関先で2時間にわたって金融商品の勧誘を受けたことから、Yに対して、数回にわたって「もう聞く時間がない」と言ったが、「帰ってくれ」と直接言うことができず、困惑してやむなく当該金融商品を購入した。
2. Aは、Yが金融商品の利益となる点のみを告げた後に、重大なリスクについて説明しようとしたにもかかわらず、Yの説明を拒んだうえで、当該金融商品を購入した。
3. Aは、Yより金融商品の勧誘を受ける際に、Yが当該金融商品のメリットのみを強調し、中途解約の場合は、高額な解約手数料が差し引かれることを知りながら、その事実を説明しなかったことから、当該金融商品は解約手数料が発生しないと勘違いし、購入した。

(28) 金融商品取引法における特定投資家と一般投資家について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品取引業者等が、すべての特定投資家を一律に一般投資家として扱った場合は、当該特定投資家に対して、自己を一般投資家として取り扱うよう申し出ることができる旨を告知する義務はない。
2. 金融商品取引業者等は、特定投資家に移行することが可能な一般投資家に対して、自己を特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる旨を告知する義務はない。
3. 一定の特定投資家は、金融商品取引業者等に対し、契約の種類ごとに、当該契約の種類に属する金融商品取引契約に関して自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うよう申し出ることができる。

(29) 金融商品取引法が適用または準用されない行為を含んでいるものは、次のうちどれか。

1. 外貨建て定期預金契約、国債の販売、シンジケート・ローン契約
2. 投資信託の販売、金利スワップ取引、変額個人年金保険契約
3. 天候デリバティブ取引、解約返戻金変動型保険契約、通貨オプション取引

(30) 銀行法における預金者等への情報の提供等について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 変動金利型預金の場合にも、デリバティブ預金の場合と同様に、契約締結前交付書面と契約締結時交付書面を交付する必要がある。
2. 預金契約を締結する際には、当該預金契約の金利のみならず、その他の主要な預金等の金利についても明示する必要がある。
3. 預金契約を締結する際には、当該預金契約の手数料を明示するほか、預金者からの求めの有無にかかわらず払戻しの方法についても説明する必要がある。

(31) 「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル（以下「金融検査マニュアル」）」に規定する顧客からの相談・苦情への対応について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融検査マニュアルでは、顧客からの相談・苦情等に関する管理責任者（顧客サポート等管理責任者）は、顧客からの相談・苦情対応に専任することを求めており、他の業務を兼務することを禁止している。
2. 金融検査マニュアルが策定することを求めている「顧客サポート・マニュアル」には、相談・苦情等の記録の作成および保管に関する手続等のほかに、反社会的勢力による相談・苦情等を装った圧力に関する連絡先および手続も記載する必要がある。
3. 金融検査マニュアルは、顧客サポート等管理責任者が定期的または必要に応じて随時取締役会に対し報告すべき事項を報告することを求めるだけでなく、取締役会の議事録に当該報告の内容や取締役会の承認・決定の内容等、議案および議事の詳細が記載されることも求めている。

(32) 顧客情報の適正な取扱いについて、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融庁ガイドラインは、センシティブ情報の取得等の原則禁止等、個人情報保護法に規定されていない事項について規定している。
2. 金融商品販売業者等が、個人情報取扱事業者に該当する場合は、当該金融商品販売業者等が、あらかじめ本人の同意を得ずに、個人情報データベース等を構成する個人データを第三者に提供することは、いっさい禁止されている。
3. 金融商品取引業者等が、個人情報の取扱いを外部に委託する場合には、委託先の監督について、情報の漏洩、滅失または毀損の防止を図るために必要な措置を講じなければならない。

(33) 金融商品取引業者等が、顧客（一般投資家）に対してダイレクトメールを送付する場合における金融商品取引法上の広告等の規制について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 金融商品取引契約の勧誘を目的としない「資産運用セミナーの開催案内」を記載したダイレクトメールを顧客に送付する場合は、適合性の原則から判断し、送付先を選別しなければならない。
2. 2名のみのお客様に金融商品取引契約の勧誘を目的にダイレクトメールを送付するのであれば、いかなる場合も金融商品取引法上の「広告等」には該当しない。
3. 契約締結前交付書面を封入したダイレクトメールを金融商品取引契約の勧誘目的で顧客に配布する場合は、当該ダイレクトメールは、金融商品取引法上の「広告等」に該当する。

(34) 銀行法における特定預金等契約に係る金融商品取引法の準用について、次のうち最も適切なものはどれか。

1. 特定預金等契約については、金融商品取引法の行為規制が準用されるが、金融商品取引法の特定投資家制度については、準用されない。
2. 特定預金等契約については、金融商品取引法上の適合性の原則の遵守に関する行為規制が準用される。
3. 特定預金等契約については、金融商品取引法の契約締結前交付書面の作成・交付義務の規定が準用されるが、契約締結前交付書面において情報提供すべきとされている事項は、銀行法において普通預金契約締結の際に情報提供すべきとされている事項よりも範囲が狭い。

(35) 不招請勧誘の禁止等について、次のうち最も不適切なものはどれか。

1. 金融商品販売法は、勧誘の適正を確保する目的で、金融商品販売業者等に対して勧誘方針の策定と公表を義務付けているが、不招請勧誘の禁止を規定する具体的な条文は設けていない。
2. 取引所金融先物取引は、金融商品取引法上の不招請勧誘の禁止対象とはならない。
3. 投資信託の販売に際して、夜遅い時間帯など顧客に迷惑を覚えさせるような時間に、当該顧客の自宅に電話をかけることは、金融商品取引法上は禁止されていない。

【第4問】 次の各文章(36)から(50)までの()内に入るべき最も適切な文章、語句、数字またはその組合せを選び、その番号を解答用紙にマークしなさい。〔15問〕

(36) 一般に、利付国債の発行時点で、市場利子率が国債の表面利率よりも(ア)場合には、アンダー・パー発行することによって、(イ)が市場利子率の水準に調整される。また、日本の市場では、利付国債の利回りは、通常残存期間の長いものほど(ウ)なっているが、この状態を(エ)という。

- 1. ア低い イ所有期間利回り ウ低く エ順イールド
- 2. ア低い イ応募者利回り ウ低く エ逆イールド
- 3. ア高い イ応募者利回り ウ高く エ順イールド
- 4. ア高い イ所有期間利回り ウ高く エ逆イールド

(37) A社およびB社は、会社の規模や事業内容がほぼ同一である。A社、B社の財務指標等は、以下の表のようになっている。

〔表〕財務指標等

	A社	B社
税引後当期純利益	2,000百万円	1,000百万円
自己資本	20,000百万円	10,000百万円
発行済株式数	100百万株	200百万株
株価	500円	200円

A社のP E Rは(ア)であり、B社のP E Rは(イ)である。P E Rでみた場合、A社の株価よりB社の株価のほうが(ウ)である。また、一般的に、利益成長率が高く見込まれる企業ほどP E Rが(エ)なる傾向がある。

- 1. ア50倍 イ25倍 ウ割高 エ低く
- 2. ア50倍 イ25倍 ウ割安 エ高く
- 3. ア25倍 イ40倍 ウ割高 エ高く
- 4. ア25倍 イ40倍 ウ割安 エ低く

(38) 不動産投資信託(以下「J-REIT」)は、不動産を主たる投資対象とする(ア)投資信託である。J-REITは、途中で解約できない(イ)となっているが、証券取引所において時価で売却することが可能である。また、J-REITの分配金は、税法上は(ウ)となる。

- 1. ア契約型 イオープン・エンド型 ウ配当所得
- 2. ア契約型 イクローズド・エンド型 ウ不動産所得
- 3. ア会社型 イオープン・エンド型 ウ不動産所得
- 4. ア会社型 イクローズド・エンド型 ウ配当所得

(39) 金融商品取引業者とは、金融商品取引法の規定により内閣総理大臣の（ ア ）を受けた者をいう。金融商品取引法は、（ イ ）の観点から参入基準を満たした者のみが金融商品取引業に参入できるように（ ア ）制を採用している。第一種金融商品取引業とは、金融商品取引法が規定する有価証券の売買や市場デリバティブ取引等の行為のいずれかを（ ウ ）行うことである。

- | | | |
|--------|----------|---------|
| 1. ア登録 | イ 過当競争防止 | ウ 営業として |
| 2. ア登録 | イ 投資者保護 | ウ 業として |
| 3. ア認可 | イ 過当競争防止 | ウ 業として |
| 4. ア認可 | イ 投資者保護 | ウ 営業として |

(40) 一定の場合を除いて、（ ア ）が、顧客（一般投資家）と金融商品取引契約を締結しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、（ イ ）、顧客に対し、契約締結前交付書面を交付しなければならない。金融商品取引法は、契約締結前交付書面の記載事項として、（ ア ）の商号、名称または氏名および住所、（ ウ ）、手数料等を規定している。

- | | | |
|---------------|---------|--------|
| 1. ア登録金融機関 | イ 遅滞なく | ウ 連絡先 |
| 2. ア登録金融機関 | イ 事後に | ウ 登録番号 |
| 3. ア金融商品取引業者等 | イ 事後に | ウ 連絡先 |
| 4. ア金融商品取引業者等 | イ あらかじめ | ウ 登録番号 |

(41) 金融商品取引法は、金融商品取引契約の勧誘を受けた顧客（一般投資家）が、当該金融商品取引契約を締結しない、またはさらなる勧誘を希望しない意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為を禁止する再勧誘の禁止を規定している。再勧誘の禁止の対象となる金融商品取引契約は、（ ア ）であり、不招請勧誘の場合よりも対象が（ イ ）。また、金融商品取引業者等は、（ ア ）に関しては、勧誘に先立って、顧客に対し、（ ウ ）を確認しなければならない。

- | | | |
|---------------|------|---------------|
| 1. ア金融先物取引一般 | イ 広い | ウ 勧誘を受ける意思の有無 |
| 2. ア取引所金融先物取引 | イ 狭い | ウ 書面による説明の要否 |
| 3. ア取引所金融先物取引 | イ 広い | ウ 勧誘を受ける意思の有無 |
| 4. ア金融先物取引一般 | イ 狭い | ウ 書面による説明の要否 |

(42) 金融商品取引法上の適合性原則は、「狭義の適合性原則」と「広義の適合性原則」の両面から考える必要がある。「狭義の適合性原則」とは、ある顧客（一般投資家）に対しては、いかに説明を尽しても（ア）商品の販売・勧誘を行ってはならないというルールであり、「広義の適合性原則」は、「狭義の適合性原則」上の問題がない顧客に対して、「顧客の知識、経験、（イ）及び金融商品取引契約を締結する目的に照らして適当と認められる説明」を行わずに販売・勧誘を行ってはならないというルールである。どのような場合が「適合性原則」を満たしていないかについては、（ウ）判断されるべきであると考えられている。

- | | | |
|----------|--------|--------------------|
| 1. アあらゆる | イ財産の状況 | ウあらかじめ定めた基準に従って |
| 2. アあらゆる | イ資産の内訳 | ウ個別事例ごとに実態に即して実質的に |
| 3. ア一定の | イ財産の状況 | ウ個別事例ごとに実態に即して実質的に |
| 4. ア一定の | イ資産の内訳 | ウあらかじめ定めた基準に従って |

(43) 金融商品販売業者等が、顧客に対する勧誘方針を策定する場合、（ア）の原則に照らし配慮すべき事項や、勧誘の方針および時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項等について定めなければならない。勧誘方針を定めたときや、これを変更したときは、政令で定める方法により、（イ）公表しなければならない。金融商品販売法が勧誘方針の策定・公表を義務付けたのは、（ウ）を主に目的とするものである。

- | | | |
|----------|-----------|--------------------|
| 1. ア信義誠実 | イ一定期間を置いて | ウ顧客に業者選別の情報を提供すること |
| 2. ア信義誠実 | イ速やかに | ウ特定の勧誘行為を禁止・制限すること |
| 3. ア適合性 | イ一定期間を置いて | ウ特定の勧誘行為を禁止・制限すること |
| 4. ア適合性 | イ速やかに | ウ顧客に業者選別の情報を提供すること |

(44) 金融商品取引法施行令によってクーリング・オフ規定の対象とされている（ア）契約を締結した顧客（一般投資家）は、特定の要件に該当する場合を除いて、当該金融商品取引業者等から交付された書面を受領した日から起算して（イ）が経過するまでの間であれば、書面により当該契約の解除を行うことができ、この場合には金融商品取引業者等からの損害賠償については、（ウ）。

- | | | |
|----------|------|--------------|
| 1. ア投資顧問 | イ14日 | ウ認められない |
| 2. ア投資信託 | イ10日 | ウ認められない |
| 3. ア投資顧問 | イ10日 | ウ損害賠償額が制限される |
| 4. ア投資信託 | イ14日 | ウ損害賠償額が制限される |

(45) 金融商品販売法上において、金融商品販売業者等は、(ア)金融商品を販売する場合には、「重要事項」を顧客(特定顧客を除く)に説明しなければならず、説明を怠った場合には、金融商品販売法上の損害賠償責任を負うことがある。金融商品販売法上の損害賠償責任の成立については、金融商品販売業者等の説明義務違反があれば担当者の(イ)は必要とされない。また、金融商品販売業者等は、販売を担当した担当者個人に対する監督義務違反(ウ)顧客に対して責任を負う。

- | | | |
|------------------|--------|-------------|
| 1. ア元本欠損のおそれ等のある | イ欺罔行為 | ウがある場合は |
| 2. アすべての | イ故意・過失 | ウがある場合は |
| 3. アすべての | イ欺罔行為 | ウの有無を問うことなく |
| 4. ア元本欠損のおそれ等のある | イ故意・過失 | ウの有無を問うことなく |

(46) 金融商品販売法は、金融商品販売業者等に説明義務違反があった場合に、元本欠損額をもって、説明義務違反によって生じた顧客(特定顧客を除く)の損害額と推定している。顧客が当該金融商品を保有中に受け取った利息は、損害額から(ア)。金融商品販売業者等は、自ら因果関係がないことや損害額がより少ないことを(イ)。なお、民法上の過失相殺の規定は、金融商品販売法上の損害賠償責任について(ウ)。

- | | | |
|-------------|---------|----------|
| 1. ア差し引かれない | イ反証できる | ウは適用されない |
| 2. ア差し引かれない | イ反証できない | ウも適用される |
| 3. ア差し引かれる | イ反証できる | ウも適用される |
| 4. ア差し引かれる | イ反証できない | ウは適用されない |

(47) 金融商品取引法と金融商品販売法は、いずれも広範な金融商品を対象として、投資家等の保護を図ることを目的としているが、金融商品販売法が、金融商品販売業者等の説明義務違反等に対する(ア)上の効果を定めたものであるのに対し、金融商品取引法は、銀行法、保険業法と同じく(イ)であり、その点において、規制の態様が異なっている。たとえば、金融商品取引業者等に金融商品取引法違反があっても、直ちに(ウ)等の(ア)上の救済が顧客に与えられるわけではない。

- | | | |
|--------|------|-------|
| 1. ア公法 | イ業法 | ウ損害賠償 |
| 2. ア私法 | イ業法 | ウ損害賠償 |
| 3. ア公法 | イ商事法 | ウ刑事処分 |
| 4. ア私法 | イ商事法 | ウ刑事処分 |

(48) 金融商品取引法は、民法上の組合契約、商法上の(ア), 投資事業有限責任組合契約に基づく権利などのうち一定の例外を除くものについて、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の投資持分として、金融商品取引法上の(イ)とみなしている。また、(ウ)に基づく権利であって、金融商品取引法に掲げる権利に類するものも(イ)にみなすものとされている。

- | | | |
|------------|-------|--------------|
| 1. ア匿名組合契約 | イ有価証券 | ウ外国の法令 |
| 2. ア匿名組合契約 | イ金融商品 | ウ不動産特定共同事業契約 |
| 3. ア投資信託契約 | イ有価証券 | ウ不動産特定共同事業契約 |
| 4. ア投資信託契約 | イ金融商品 | ウ外国の法令 |

(49) 金融商品取引法は、取引規制やディスクロージャー規制、金融商品取引業者等に対する規制等の実効性を確保するために、これらの規制違反に、幅広く(ア)を科している。他方、金融商品販売法上、勧誘方針の策定・公表の規制に違反した金融商品販売業者等は、50万円以下の(イ)に処せられる。また、金融商品取引法は、(ウ)による金融商品取引業者等に対する業務改善命令の発動や、登録・認可取消しまたは業務停止命令等の処分を規定している。

- | | | |
|-------------|-----|---------|
| 1. ア行政上の秩序罰 | イ過料 | ウ財務大臣 |
| 2. ア行政上の秩序罰 | イ科料 | ウ内閣総理大臣 |
| 3. ア行政刑罰 | イ過料 | ウ内閣総理大臣 |
| 4. ア行政刑罰 | イ科料 | ウ財務大臣 |

(50) 金融商品取引法は、金融商品取引業者の兼業規制につき、第一種金融商品取引業または(ア)を行う者と、それ以外の(イ)または投資助言・代理業のみを行う者とに分けて規制している。第一種金融商品取引業または(ア)を行う者は、本来業務である金融商品取引業のほか、一定の付随業務および届出業務ならびに内閣総理大臣の(ウ)を受けた業務を行うことができる。(イ)または投資助言・代理業のみを行う者については、兼業規制は課せられていない。

- | | | |
|----------------|-------------|-----|
| 1. ア第二種金融商品取引業 | イ投資運用業 | ウ承認 |
| 2. ア第二種金融商品取引業 | イ投資運用業 | ウ認可 |
| 3. ア投資運用業 | イ第二種金融商品取引業 | ウ認可 |
| 4. ア投資運用業 | イ第二種金融商品取引業 | ウ承認 |